

令和4年3月16日発生

福島県沖を震源とする地震に関する相馬市からのお知らせ

1世帯3万円

相馬市災害支援金の支給

市内全域に大きな被害が生じたことから、初期の生活支援として相馬市災害支援金を支給します。

●**給付対象** 基準日の3月16日現在、本市の住民基本台帳に記録されていた方

●**給付額** 1世帯当たり3万円

●**申請方法** 原則郵送申請のみとなります。

3月30日付けで、相馬市災害支援金申請書を送付していただきますので、同封の返信用封筒で申請ください。

※申請書は、ホームページからダウンロードまたは市役所1階社会福祉課でも受け取れます。

●**提出書類** 振り込み口座により、次の書類を提出ください。

▽市の指定する口座を選択する場合

▽市の指定する口座が空欄、または別の口座を選択する場合

希望口座を記入の上、①申請書、②免許証などの本人確認書類の写し、③振り込み

希望口座の口座番号などが分かる通帳などの写し

●**申請期限** 9月30日(金)

●**問い合わせ先** 社会福祉課 (☎372205)

ホームページはこちら

災害支援金の受け付け



罹災証明書申請受け付け

地震で住宅などに被害を受けた方の申請を受け付けています。原則、オンラインまたは郵送で申請ください。

●**受付期限** 4月30日(土)

◎やむを得ず、窓口での申請を希望する場合は、次のとおりです。

●**時間** 9時～17時

※日曜日、祝日を除く。

●**受付場所** 市役所1階御仕法通り

◎詳細は問い合わせください。

●**問い合わせ先** 地域防災対策室 (☎37-2121)

罹災証明申請受け付け



自宅の水道設備および排水設備を確認ください

【水道設備】

地震により、水道設備が破損している場合があります。敷地内の漏水の確認をし、異常がある場合は、指定給水装置工事業者に相談の上、早めに修理ください。

●**不具合の例示**

▽建物内外の蛇口を全て閉めても、水道メーターのパイロットマークが回転している



パイロットマークの外観

▽敷地内で長時間湿っているまたは水の出る音がある場所がある

●**問い合わせ先** 相馬地方広域水道企業団 (☎356800)

水道企業団が指定する「指定工事業者」はこちらから



【排水設備】

地震により、トイレや風呂などの宅内排水設備(下水道)においても、破損などにより水が流れにくくなる場合があります。

次の不具合が確認された場合は、市が指定する下水道工事指定店に相談の上、早めに修理ください。

●**不具合の例示**

▽トイレ便器やタンクの破損による漏水

▽排水管接合部の脱落などによる、し尿や雑排水のあふれ

▽浴室排水などの階下へ漏水(共同住宅など)

▽宅地内で土や地下水が流入している

●**問い合わせ先** 下水道課 (☎372166)

市が指定する「下水道工事指定店」はこちらから



災害に便乗した詐欺に注意

災害時は、災害に便乗した悪質商法や詐欺が発生します。●**発生しやすい事例**

▽屋根瓦や外壁などの修理点検の名目で、高額な代金を請求される

▽保険金の手続きを代行する名目で、高額な代金を請求される

●**対応方法** 見知らぬ業者が突然訪問した際は次のように対応ください。

▽すぐに契約しない

▽料金をよく確認し、家族に相談する

▽要求しても名刺や身分証を見せないなど不審な場合は警察に通報する

◎火事場泥棒にもご注意ください。

●**問い合わせ先** 生活環境課 (☎372144)

ホームページはこちら



●問い合わせ先 情報政策課 (☎ 37-2117)

市営住宅一時利用の募集

地震の影響で、住宅が被災し、継続的な居住が困難な方を対象に、市営住宅の一時利用を募集します。

●提供期間 鍵の引渡しから3カ月間

●提供戸数 28戸(戸建住宅2戸、高齢者用長屋住宅8室集合住宅18戸)

●受付期限 4月8日(金) 時間 8時30分～17時

※土・日曜日を含む。

●受付場所 市役所2階建築課

●入居条件 次の全ての要件を満たす方

▽罹災証明書で全壊などの判定を受け、居住困難であると総合的に判断される方

▽経済的に困窮し民間の賃貸住宅に入居が困難な方

※ペットの飼育は禁止です。

●持参物

▽本人確認書類(免許証など)

▽介護や障がい証明できるもの

※事前に罹災証明書を申請し、交付後に提出ください。
●使用料 無償
※電気、ガス、水道などの料金は自己負担です。

ごみ収集 ごみカレンダーどおり実施中

ごみ収集は、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「資源物」など全種類、ごみカレンダーのとおり実施しています。

地震により、光陽クリーンセンター(ごみ焼却場)が停止しているため、「燃やすごみ」のうち、各家庭で一時保管ができるもの(衣類など)は、引き続き一時保管に協力ください。

●問い合わせ先 生活環境課 (☎ 37-2143)



●留意事項 家電製品の準備や入居時の部屋の清掃、電気ガス、水道などの手続きは入居者が行います。

◎詳細は問い合わせください。

●問い合わせ先 建築課 (☎ 37 2 1 7 9)

災害廃棄物(家庭ごみ)受け入れ

地震で壊れた廃棄物は、市役所1階生活環境課で受け付けし、集積場へ搬入ください。

※4月中の受け付けおよび搬入をお願いします。

●窓口受付時間 8時30分～17時15分

※日曜日、祝日を除く。

●集積場搬入時間 9時～12時、13時～16時

※土・日曜日、祝日を含む。

●持参物 地震で壊れたことが分かる写真など(印刷不要)

●留意事項 次の廃棄物は受け付けできません。

▽写真が無い、または壊れた状況が分からないもの

▽本地震に起因しないもの

▽事業所などの廃棄物

▽修理、解体、葺き替えなどに伴うもの

※割れたガラス・陶磁器などは通常の「燃やさないごみ」の日に出してください。




市内道路の通行時の注意

地震の影響により、市内各地で舗装の段差や亀裂などが発生しています。

市は調査や点検を行い、修繕を行っていますが、復旧には時間がかかりますので、通行の際はご注意ください。

また、建物などに倒壊の恐れがあり通行に支障をきたす可能性がある場合は、道路にカラーコーンなどを設置し注意喚起を行います。危険な箇所を発見した際は、市役所2階土木課まで連絡ください。

●問い合わせ先 土木課 (☎ 37-2203)



準半壊以上の方 住宅応急修理制度

被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急修理について、市が事業者に直接依頼し、修理費用を支払う制度です。

●対象者 地震で被害を受け、罹災証明書で準半壊、半壊、中規模半壊または大規模半壊と判定された方

※一部損壊は対象外。

※全壊は応急修理により居住可能となる場合のみ対象。

※住宅以外が対象外。

●基準額 (市が修理業者に支払う額) 1世帯当たり最大59万5千円

※準半壊は最大30万円。



●受付開始日 4月15日(金)

●時間 8時30分～17時

※土・日曜日、祝日を除く。

●受付場所 市役所2階建築課

●留意事項

▽申し込みには罹災証明書が必要。

▽そのほか要件があります。

◎詳細はホームページを確認ください。

●問い合わせ先 建築課 (☎ 37 2 1 7 8)